

回答の送付が遅くなりましたことを先にお詫びいたします。

東京都健康局地域保健部では、現在も科学的検証を続けておりまして、関連局との調整までは至っていない状況となっております。

検討が整ってからの回答となりますと時期が遅くなりますので、現在の状況について健康局地域保健部が回答を作成しました。

本来の化学物質による健康被害に関する健康局の窓口及び事業の担当は地域保健部となりますが、今回は総務部総務課において、団体からの要望として受けましたので総務課から回答を送付させていただきます。

東京都健康局総務部総務課

15健総総第1473号

平成16年 2月27日

特定非営利法人  
化学物質過敏症支援センター事務局長 様

東京都健康局総務部総務課長



保健所についての要望書に対する回答について

要望事項につきまして、別紙のとおり回答いたします。

特定非営利法人 化学物質過敏症支援センター

《 要求内容 》

貴自治体の保健所において、下記について取り組むよう要望する。

- 1 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関係する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。
- 2 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して以下について取り組むこと。
  - (1) 公共施設の職員に対して情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。
  - (2) 公共施設の室内濃度の定期測定のほか必要に応じて臨時測定を行うこと。
  - (3) 公共施設の禁煙化を推進すること。
- 3 教育委員会等と連携し、発症している児童生徒の就学対策や児童生徒の発症予防に取り組むこと。
- 4 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くの工事において、有害化学物質の減少や避難場所の確保に努めること。
- 5 福祉・労働部局と連携し、発症者の就労対策や生活保護の手続きが支障なく進むよう努めること。
- 6 発症者が年齢別健康診断等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別対応が取られるように取り計らうこと。
- 7 医師会等と連携し、発症者が身近な医療機関で受診できるよう取り計らうこと。
- 8 発症者居住地の周辺住民に対して、理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布、野焼きの制限等）
- 9 化学物質が健康へ与える影響等について市民に啓発すること。

《 回 答 》

都においては、化学物質による健康被害の未然防止に向け、都民等に対し、化学物質の子どもガイドラインや住まいの健康配慮ガイドラインなどにより情報提供しているほか、関係業界に対し、化学物質の少ない室内環境の実現に向けた要望を行っている。

また、関係局や区市町村と連携し、連絡会を設置するなどの取組みを推進しているほか、都保健所においては、都民等からの相談に対応している。

いわゆる化学物質過敏症については、その発症メカニズムや診断基準・治療方法が明らかになっていないため、国に対し、調査研究を一層推進するよう提案要求しており、今後、その成果や国内外の最新の知見も踏まえ、必要な対策について、検討していく。

《事業所管局・部・課名》

東京都健康局地域保健部環境保健課